

平成27年度第1回横浜市児童福祉審議会放課後部会 会議録	
日 時	平成27年7月13日（月）15時05分～16時00分
開催場所	マツ・ムラ ホール地下1階 第1会議室 第2会議室
出席者	橋本ミチ子副部長、相原和行委員、大野功委員、住田昌治委員、梁田理恵子委員、工藤春治委員、永井萬里子委員、森佳代子委員、山手英樹委員
欠席者	明石要一委員
開催形態	公開（傍聴者2人）
議 題	<p>&lt;議事&gt;</p> <p>1 部長、副部長の選任について</p> <p>2 放課後部会の所掌事項について</p> <p>3 放課後部会の運営・年間スケジュールについて</p> <p>&lt;その他&gt;</p>
決定事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長、副部長について、委員の互選により決定した。</li> <li>・平成27年度における放課後部会の所掌事項、放課後部会の運営・年間スケジュールについて、放課後部会として事務局案を了承した。</li> </ul>
<p>&lt;議事&gt;</p> <p><b>1 部長、副部長の選任について</b></p> <p>（事務局）資料4に基づき説明</p> <p>（大野委員）部長ですが、児童福祉審議会の委員で、横浜市子ども・子育て会議放課後部会の部長をお務めになられ、これまでも横浜市の放課後児童育成施策に大変ご尽力いただいている明石委員が適任であると思います。いかがでしょうか。また、副部長ですが、明石委員と同じく児童福祉審議会の委員で、横浜市子ども・子育て会議放課後部会の職務代理者でもある橋本委員が、明石委員のサポートを行うこの役に最も適任であると思いますので、ぜひお二方に部長・副部長をお願いしたいと思います。</p> <p>（拍手承認）</p> <p>⇒部長に明石委員、副部長に橋本委員で決定した。</p> <p><b>2 放課後部会の所掌事項について</b></p> <p>（事務局）資料4、5に基づき説明</p> <p>（大野委員）条例に定められている最低基準をどのように担保していくのでしょうか。また、この最低基準を満たしていない場合、どうなるのですか。</p> <p>（事務局）放課後児童健全育成事業につきましては、全国的にさまざまなやり方がある中で、設備及び運営について今まで統一的な基準がありませんでした。国のほうで全国の標準として基準省令を発出し、それを受けて各市町村が条例をつくったところです。基本は条例の基準を満たしていなければ、事業開始の届出はできないということになります。また、届出があった事業所に対して、基準が遵守されているかどうかを確認するため、定期的もしくは情報を寄せられたことを受けての立ち入り調査を行うこととなります。その中で不適切な点があれば行政指導、場合によっては行政処分を行います。その具体的な指針については、国が検討している指導監督基準の内容を踏まえながら今後整理します。</p> <p>（大野委員）条例で何か経過措置を設けているのですか。</p>	

(事務局) 条例で経過措置を設けたのは、本市独自に規定した面積要件に関する部分と、国の省令に従って規定した職員の資格に関する部分の2点で、いずれも期間は施行から5年間としています。

(大野委員) 実際、面積基準を満たせないクラブについては行政のほうとしても適合のための支援は非常に難しく、すぐには改善できないという状況にあると思います。例えば設備の改善に際しては、経営的な負担も大きいものでしょうから、経過措置のように弾力的な対応をとられるのでしょうかね。

(事務局) 面積要件を満たせず経過措置を適用しているクラブの基準適合のため、私どもも物件探しの後方支援や、分割や移転のための補助制度を設けています。ただ、実際には個々のクラブの事情はさまざまで、どれだけ保護者の方が負担できるのかとか、児童はいろいろな学校から来ているので今の場所から近いか遠いかとか、そういうことも考えなくてははいけません。ただ一方で、遵守しなければならない基準の内容は多岐にわたるため、公平を期するために、指導基準や処分基準を設ける必要があると思っております。

(大野委員) この部会での審議決定については、審議会の決定事項とみなすとのことでしたが、それは審議会のほうに報告されるわけですね。

(事務局) 8ページの横浜市児童福祉審議会運営要綱第4条第8項にあるとおり、「部会における次の事項の決定を審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。」ということです。今のところ、審議会の次回の予定は3月と聞いております。今日も含めまして今年度中に行われた本部会の内容については、その場で報告をいたします。そういう流れになってまいります。

⇒事務局案のとおり了承された。

### 3 放課後部会の運営・年間スケジュールについて

(事務局) 資料6～10に基づき説明

(橋本副部長) 事業所一覧のことですが、これに届出を行っていない民間の預かり事業は当然入っていませんよね。しかし、民間の預かり事業の多くは、はまっ子ふれあいスクールと併用するかたちで利用されていると思いますが、その状況の把握はされていないのでしょうか。

(事務局) 児童福祉法上の放課後児童育成事業ではないため届出を行っていない民間の預かり事業が、はまっ子ふれあいスクールや放課後キッズクラブの場所にお迎えに来て、児童を連れていくというケースが多いと聞いております。学校によってはそれを禁じているところもあります。放課後キッズクラブ等の送り迎えについて、学校現場とこれら事業者との調整を行うため、「保護者以外への児童の引き渡しについて（通知）」を5年前に出してはいるのですが、最近急増していると聞いております。このことについては法に基づく指導権限がないのですが、事業者さんとの調整を実施しなくてはいけないだろうかと我々も苦慮しております。まだ実態がつかめていない状況でございます。

(橋本副部長) 子どもを集めて、この時間帯にここに待たせておいてとなると子どもは自由に遊べないわけです。子どもたちが長時間待たないように迎えにくるようにするなど、事業所がきちんと人を手当てしてほしいです。でも、それは行政側から要請はできないのでしょうか。あるいは、それをやっているはまっ子ふれあいスクールの運営している側からは言えないものなのでしょうか。皆さんはどう思いますか。私は横浜市がやっている放課後の事業としては何か手を講じるべきではないかと思えます。

(相原委員) 感覚としては、親の送迎だと思えば一緒という感じなのではないでしょうか。考えようによっては、はまっ子ふれあいスクールのスタッフもそのように理解しているのかもしれませんが。

(橋本副部長) あとは、事業者が校内にいる児童を探し出して、集めていくということは可能なのでは

か。私の知っているところでは、ちゃんと準備して待たせています。

(相原委員) 学校に部外者を入れるというのが、まず第一のハードルがあるのかなと思います。事業者が校内に入って児童を探して連れていくということは、難しい部分があるのかもしれませんが。だから、学校側というか、はまっ子ふれあいスクール側で集めてという方法になってしまいます。

(橋本副部長) そろそろ迎えに来るから待ってなさいと。

(相原委員) ええ。そういうやり方しか、現実にはないのかもしれませんが。

(橋本副部長) はまっ子ふれあいスクールにとっては相当負担だろうないつも思っています。そうでなくても、人数が多くて、すごく大変な思いをしているな、申しわけないないつも思っているので、何とかしてほしいです。何とか考えましょうよ。

(相原委員) そういう民間事業者がふえているのでしょうか。

(橋本副部長) PTAでもその話を考えてください。

(相原委員) わかりました。もう一つよろしいですか。先ほどから出ている条例のところですけども、最低基準が市の基準というわけですね。これを向上させるために、この部会を開催して審議していくということですね。事業者が設備及び運営を向上させるに当たっては、どういったところに根拠があるのでしょうか。

(事務局) 最低基準を超えて高みを目指していくという趣旨によるものです。19ページの横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例第4条第2項にあるように、この基準が今、最低基準であるとして、それよりも上回っているものを引き下げてはいけません。最低基準を超えて、「質」の向上をさせていくことについては、今後審議していただきます。

(相原委員) はい。それは理解しました。

⇒事務局案のとおり了承された。

(橋本副部長) ほかにありますか。特にないようでしたら、本日の審議報告事項はこれで終了させていただきます。

資料	資料1	横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿
	資料2	横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿
	資料3	横浜市児童福祉審議会条例
	資料4	横浜市児童福祉審議会運営要綱
	資料5	横浜市児童福祉審議会の概要
	資料6	平成27年4月1日以降の放課後児童健全育成事業の実施に係る留意点について
	資料7	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
	資料8-1	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 省令
	資料8-2	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 解釈通知
	資料9	運営指針
	資料10	事業所一覧
特記事項	本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。	